



一般社団法人

神奈川県マンション管理士会会報 第57号 (2012年3月号)

www.kanagawa-mankan.or.jp

事務局

TEL: FAX 045-662-5471

e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp



会長ご挨拶

一般社団法人神奈川県マンション管理士会

代表理事 会長 割田 浩

今期の役員は、任期2年の2年目に当り全役員が留任し、欠員だった2名の理事も総会で選出され、理事15名、監事2名のフルメンバーでスタートすることとなりました。私は前年度に引続き代表理事(会長)を務める割田浩です。微力ではございますが精一杯努めますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、前期は当会にとって大きなターニングポイントになった1年間と思います。それは、法人化して3期目を迎え2つの大きな構造的変革を成し遂げたからです。

- ◆ その1つは、管理士が自己研鑽の場として集まり、営業はご法度の任意団体から脱却し、一般社団法人として本格的に収益事業(営利事業とはならないもの)に取り組むことを宣言したことであります。従来、皆様からの会費のみで管理士会を運営してきましたが、これでは限界があります。120名の会費ですと216万円になりますが、年間予算を300万円とすれば84万円不足します。これを補い、一般社団法人としての財務基盤を拡充するために、営利事業にならない収益事業(例えば、会員紹介事業、業務受託事業、行政受託事業)に本格的に取り組むことになりました。むろん、収益をあげるだけが目的ではなく、これらの収益事業を積極的に展開することによって、マンション管理の社会的ニーズに応え、もって地域社会に貢献することが目的であります。
- ◆ もう1つは、このような収益事業に取り組むこととなった当会の内部管理体制を整備し、充実させ一般社団法人に相応しい組織としなければなりません。具体的には、会計規程及び印章取扱規程を作成し会計制度を整備したことです。さらに一般社団法人として正しい税務処理を行うため税理士と業務契約を締結して、法人税、事業税、住民税の正しい確定申告作成を指導していただきました。正しい会計処理基準に基づく正しい税務処理がなされて、はじめて一般社団法人に相応しい内部管理と言えます。

24年度の基本方針は、23年度に取り組んだ2つの重要課題、すなわち、①財務基盤の拡充、②会員の資質向上、を踏襲して取り組みたいと思います。この2つの重要課題に全会員で取り組む一方で、全会員のコンプライアンスにも引き続き注力して信頼性の向上を目指していきます。マンション管理の社会的ニーズに積極的に対応して、当会の目的とする地域社会に貢献し、もって当会のますますの発展を皆様と共に築いていきたいと考えております。皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

第4回定時総会報告

平成24年2月25日(土)午後5時30分より、かながわ県民センター301号室に於いて、第4回定時総会が開催されました。

定刻、司会の横山総務委員会委員長が開会を宣言し、初めに割田代表理事会長の挨拶が行われました。続いて、議長団の選出に移り、議長に井上朝廣氏、副議長に小林志保子氏、書記に岡本恭信氏、鮫島政實氏が選ばれました。次に、総会成立の確認について、副議長より、正会員総数120名のうち、出席者39名、議決権行使者50名、合計89名の出席となり、総正会員数の過半数が出席しており総会は成立する旨の資格審査報告がなされました。報告後、議事に入る前に1名の正会員が入場し、出席者は合計90名となりました。

《議案審議》

- 第1号議案 平成23年度事業報告に関する件
- 第2号議案 平成23年度収支決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 定款の一部改定に関する件
- 第4号議案 平成24年度事業計画に関する件
- 第5号議案 平成24年度収支予算に関する件
- 第6号議案 平成24年度役員補充選挙結果報告及び役員選任に関する件

第1号議案から第5号議案まで、各議案ごとに、説明・質疑応答を経た後採決が行われ、いずれも満場一致で原案通り採択されました。

第6号議案 平成24年度役員補充選挙結果報告及び役員選任に関する件では、総務委員会横山委員長より選挙結果が報告され、2名の理事の選任が承認されました。(理事) 鷺谷雄作、刀根洋一、「各任期1年」

以上を以て、定刻午後7時に総会は終了しました。

総会終了後、午後7時20分より、かながわ県民センター前TSビル B1「鮮と閑」に於いて懇親会が開催され、会員相互の親睦と交流を深めました。(29名参加)

新役員ご挨拶

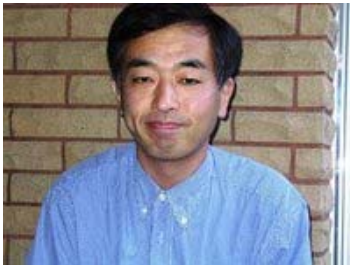


鷺谷雄作

此度当会理事を拝命させて頂ける事になりました鷺谷雄作と申します。当会には発足当初から入会させて頂きながら、大きな貢献もないまま現在に至っております。しかしながらその間に当会は当会を取巻く環境の変化以上に大きな発展をされて来たと感じておりました。特にここ数年の各種事業への取組と内容の充実振りには目を見張るものがあり、そのほとんどは他の士会へも誇れる活動内容であったと一会員として誇らしく見ておりました。

これは今までに紆余曲折があったものの役員皆様の弛まぬ力強く正しい努力と会員の協力があったればこそ乗り越えられた成果であり、当会に残す大きな財産が構築されたと思います。この中で理事の一人として今年度

この重責の一端を背負う事になりましたが、今後担当分野が決まりましたなら、その中で、過去の栄達と現在の事業の加速度を減ずる事にならないように微力ではありますが頑張りたいと思いますので、役員の皆様、会員の皆様の変わらぬご指導とご鞭撻を賜り度お願い申し上げます。マンション管理士としての夢はマンション管理士法の制定と、マンション管理士団体付属マンション管理組合友の会設立運営（名称は当会元役員案）です。



刀根洋一

今回理事に専任いただきありがとうございます。現在私は業務支援委員会、技術支援委員会に属しており川崎支部の支部長を務めております。立候補の抱負にも述べたように若い人たちの力を結集して神奈川県マンション管理士会を活性化することに役立てればと思っております。ブログや facebook 等で情報を発信し、神奈川県マンション管理士会の士の認知度を高め、マンション管理士の地位の向上ができればと思っております。若輩者ですが、皆様の今後のご指導

とご鞭撻を頂ければ幸いです。

新会員ご紹介

平成24年1月以降に入会された3名の新会員の方々をご紹介します。

氏名	所属委員会	所属支部	氏名	所属委員会	所属支部
澤口 大介	法務研究	横須賀	平井 健嗣	渉外企画	
岡野 大輔	業務支援	横浜・川崎			

(敬称略)

関連機関・団体ニュース

日管連報告

<日管連担当理事 重森 一郎>

1. 平成23年度国交省補助事業について

平成23年度国交省の補助事業は2月29日をもって終了しました。

23年度の事業は、再生相談対応ネットワーク(通称「電話相談」)、専門家派遣再生アドバイス(通称「出前相談」)、実務研修会、合同研修会、長計・修積セミナー&被災マンション復興無料相談会でしたが、当会が関与した事業の実績は「電話相談」3件、「出前相談」相談2件、「出前相談」理事会総会出席2件、実務研修会出席者21名、合同研修会出席者3名でした。なお、全体ベースの数字は現在集計中です。

会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

2. マンション管理士業務実績調査について

本調査は日管連所属マンション管理士2078人に対して行い、378件の回答(回答率18.2%)がありました。主な事項は以下の通りです。

- ① 行政・管理士会等の相談会・派遣業務等(直近1年の実績回数)について、回答者83%の314人が無償又は有償の行政・管理士会等の相談会・派遣業務等に関与し、314名のうち277名が無償で2,116件(直近1年)、7.6件/人、314名のうち181名(57.6%)の管理士が有償で783件、4.3件/人を受託しています。

② 管理組合との契約については、209人(回答者の55%)が関与し、無償での関与は87人、有償が185人の1,106件でした。

契約の内容は顧問契約が475件(42.9%)、規約改正148件(13.4%)、管理委託契約102件(9.2%)、大規模修繕工事95件(8.6%)、管理者管理17件(3.7%)でした。

③ マンション管理士賠償責任保険のタイプ別加入は、A57名、B36名、C16名、D124名、E8名、F3名でした。

なお、本件の詳細はホームページに近々載せる予定である。

3. ADR検討委員会活動について

2月23日に第2回目の法務省のヒアリングがあり、取組み方の方向性にも関わる問題点等の指摘も受けたため、法務省の申出に対する対処を至急検討することになった。

当会より重森理事が委員として参加しています。

4. モデル事業等研究委員会の活動について

研究成果を3月末までに大綱をまとめ、4月完成を目指す。報告書は第三者管理問題(20~30頁)も含め、100頁ぐらいになる予定である。当会より堀内敬之会員が参加しています。

5. 「組織体制整備検討委員会(仮称)」について

2月23日に第1回委員会を開催し、席上、当委員会の名称が正式に「組織体制整備検討委員会」に決定しました。

当会より木島理事が委員として、また重森理事が委員長として参加しています。

国税庁

2月13日、国税庁は、分譲マンションの管理組合で区分所有者以外の者に駐車場使用を認める「外部使用」を行った場合の収益事業の判定について、国土交通省住宅局長の照会に回答する形で国税庁ホームページ上で見解を公表しました。「外部使用」について国税庁が回答したのは今回が初めてのことで、空き駐車場の有効利用を検討するうえで重要な情報と言えます。

・当会のホームページ「新着情報」に掲載しています。

3月・4月の相談会のご案内

《3月~4月の無料マンション管理相談会のご案内》

当会が主催する相談会、または行政が主催する相談会に当会から相談員を派遣している相談会をご案内します。マンション管理でお困りのことがありましたら、お気軽に各地の相談会にお出かけ下さい。マンション管理士がご相談に応じます。

横浜市	日時:毎週火曜日(3月6日、3月13日、3月27日、 4月3日、4月10日、4月17日、4月24日)13:00~16:00 第3土曜日(3月17日) 13:00~16:00 場所:一般社団法人神奈川県マンション管理士会 事務所 事前に予約を入れてください。
川崎市	日時:4月15日(日)14:00~16:00 場所:支部長事務所(武蔵小杉) 事前に予約を入れてください。川崎支部長刀根 :070-5597-9198 詳細はブログ http://kmkawasaki.exblog.jp でご確認ください。
鎌倉市	日時:3月1日(木)、4月6日(金)13:00~16:00 場所:鎌倉市役所市民相談室 TEL:0467-23-3000
藤沢市	日時:3月23日(金)、4月27日(金)13:00~16:00 場所:藤沢市役所 事前に予約を入れてください。市民相談センター TEL :0466-50-3568
茅ヶ崎市	日時:3月9日(金)、4月13日(金)13:00~16:00 場所:茅ヶ崎市役所 事前に予約を入れてください。市民相談課 TEL:0466-82-1111

相模原市	日時:3月11日(日)、4月15日(日)13:00~17:00 事前に予約を入れてください。当会相模原市支部	場所:当会相模原市民会館 TEL:046-256-2683(電話&FAX)
座間市	日時:3月9日(金)、4月13日(金)13:30~16:30 事前に予約を入れてください。広聴相談課	場所:座間市庁舎1F広聴相談室 TEL:046-252-8218
海老名市	日時:3月27日(火)、4月24日(火)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。都市整備課	場所:海老名市役所附属棟会議室 TEL:046-235-9606 (当日でも受付可)
厚木市	日時:3月21日(水)、4月18日(水)13:00~16:00 事前に予約をいれてください。建築住宅課	場所:厚木市役所本庁舎1F TEL:046-225-2330
秦野市	日時:3月26日(月)、4月23日(月) 当日の午前中のみ電話受付します。広聴相談課	場所:秦野市東海大学前連絡所相談室 TEL:0463-82-5128
横須賀市	日時:3月24日(土)14:00~17:00 事前に予約を入れてください。	場所:勤労福祉会館部ヴェルクよこすか第5会議室 横須賀支部長米久保(ヨネクボ):080-3150-9347
逗子市	日時:4月23日(月)14:00~16:00 原則予約が必要です。	場所:逗子市役所5F 会議室 生活安全課 TEL:046-873-1111(内線276)

サポートセンターだより

〈本部長 佐々俊郎〉

1. SC相談員23年度研修会

平成23年度横浜市マンション管理組合サポートセンター(SC)相談員の研修会が、平成24年1月30日(月)18時30分から神奈川県民活動サポートセンターで開催されました。講師は、SK化研株式会社改装開発グループ課長の三條場信行様です。

講題は、「大規模修繕における塗料の選択とその歴史」としていましたが、お話しいただいたポイントは「精度の限界」として①居住しながらの工事のため、騒音、臭気、粉塵、毒性の高い材料の使用等にかなりの制限があり、且つ短工期で仕上がる材料を選ぶ必要がある。②外壁塗材に関しては、全面剥離を行い、平滑な下地を作り、塗装を行うのであればクレームの出ない作業を行えるが、塗り重ねで行う場合は若干のリスクはある。その他で約90分の講演でした。34名の相談員からは、塗装業界の言い訳的印象との意見もありましたが、実態を認識する上で大いに参考となっています。

2. 24年度SC発足会議

平成24年度の横浜市マンション管理組合サポートセンター(SC)の発足会議を平成24年3月23日(金)18時30分から横浜市開港記念会館で予定しています。

・発足会議内容は、以下の通りです。

- 1) 会費納入(4,000円)の徴収、個人情報保護誓約書署名、旧相談員証返還他
- 2) 23年度事業報告及び24年度事業計画
- 3) 23年度収支決算報告及び24年度予算
- 4) 研修「横浜市マンション支援事業及び個人情報保護法他」
- 5) 講演「建築基準法のエレベーター設置基準の改正内容と、それにより法不適合となった部分の解消方法について」(株)日立ビルシステム部長代理佐藤好洋氏
- 6) 24年度相談員の配置と座長の選任
- 7) その他

委員会だより

総務委員会

〈総務委員長 横山修三〉

(1) 平成 24 年入会説明会開催中

平成 24 年 1 月 13 日に平成 23 年度マンション管理士試験の合格者発表が行われましたので、それを受けて当会への入会説明会を開催しました。引き続き 3 月 12 日(月)、3 月 27 日(火)にも開催いたします。当会をご理解いただき、一人でも多くのマンション管理士に入会いただきますように、簡単な説明の後意見交換に多くの時間を割いております。

(2) 納税

平成 24 年 2 月 25 日に開催しました第 4 回定時総会で承認された平成 23 年度収支決算報告に基づき、2 月 28 日に納税いたしました。

住所・Eメールアドレス等変更届のお願い

総務委員会

住所、Eメールアドレス等を変更されましたら、速やかに事務局(事務所)にご連絡をお願い致します。特にEメールアドレスの変更を知らせていただかないと、当会(所属委員会・支部を含む。)からのメールによる連絡や案内が届きません。

なお、Eメールアドレスを届けているのに、当会からのEメールが届いていない会員の方は、その旨、Eメールアドレスと共にご連絡をください。

研修企画委員会

〈研修企画委員長 松本浩明〉

1. 1～2月活動報告

(1) 勉強会

■1/22(日)：テーマは「マンション管理新聞を読む」。(参加者：17名)

◇2011年10月15日発行(第854号)～2012年1月5日発行(第861号)のマンション管理新聞より記事20件をピックアップ。

◇記事20件のカテゴリーは、業務研究×5件、裁判×4件、判例×2件、情報×9件。

■2/26(日)：テーマは「判例研究」。(参加者：15名)

「最近のマンション関連裁判事例索引(第5回)」及び「「競売剰余金差押え決定抗告事件」小解説(再)」
「耐震強度偽装事件 裁判結果概要表 平成17年「姉齒元一級建築士」関連」の各資料に基づき研修企画委員会の眞殿 知幸副委員長に解説していただいた。解説していただいた裁判事例は23件。

(2) 月例会

■1/22(日)：平成24年度のスタートに当たり24年度の事業計画を確認し、下記につき詳細を決定。(参加者：14名)

◇運営体制 ◇月例会・勉強会の年間スケジュール

◇第1回研修セミナーの開催日時と会場 ◇第2回研修セミナー(8月)のテーマと講師

■2/26(日)：平成24年度研修企画委員会の運営について検討。(参加者：11名)

◇新CPD制度の試行運用開始にあたって下記につき決定。

・CPD制度事務局のメンバー ・試行運用マニュアルの作成者

・データ管理の簡易版集計表(Excel)の作成者 ・簡易版集計表の管理責任者

◇第2回研修セミナーの開催日時と会場を決定。

2. 3～4月活動予定

(1) 勉強会

■3/25(日)：業務研究 ■4/22(日)：マン管新聞を読む

(2) 月例会

■3/25(日)、4/22(日)：理事会報告、研修企画委員会の運営他

技術支援委員会

〈技術支援委員長 井上朝廣〉

1 平成24年度第1回技術支援委員会

- ・1月23日(月)18.00～20.00 士会事務所で拡大委員会として開催。
- ・出席者 会員18名(委員15、一般3)
- ・「マンションの受電電力料金の節減(2)」をテーマに、10月実施のエフビット社に引き続き、この分野で業界トップシェアを持つ中央電力株式会社からのヒアリング。
- ・中央電力は9年前からマンション電力再販事業に参入、マンション700棟5万世帯の実績があり、業界トップ。この9年間で解約は1件もないとのこと。
- ・東北大震災後引き合いが100件/月と急増し、受注量も年率160%で急伸中。
- ・三菱商事の出資を受けているがもともと独立系会社。最近三菱地所と新規分譲マンションにソーラー発電システムを標準装備し中央電力が配電を担当する事業提携を始めた。
- ・現状の電力コスト積み上げ方式による電力料金算定方法では低圧電力料金と高圧電力料金との差は決してなくならない。発電コストが変動しても両者に同じだけスライドするだけだから。

2 平成24年度第2回技術支援委員会

- ・2月27日(月)18.00～20.00 士会事務所で拡大委員会として開催
- ・出席者 会員19名(委員16、一般3)
- ・機械式駐車場の保守 独立系保守専門会社 桐ヶ谷工業所 のヒアリング
- ・資本金 2000 万円、従業員 35 名、JFE 工場設備の保守から展開してきた。
- ・機械式駐車場は壊れた部分を修理し、部品を交換し適切に補修すれば半永久的に使用可能であるとの理念に基づき活動している。
- ・メーカーが主張する 15 年での更新は必ずしも必要ではない。
- ・機械式駐車場にはエレベーターのような法の規制はない。

3 3月の技術支援委員会

機械式駐車場の保守について、2月にまず独立系の小規模メンテナンス会社の主張を聞いたので、3月は業界最大手のIHIを呼んでヒアリングをすべく調整中。3月26日(月)拡大委員会として開催予定。ご期待下さい。

新シリーズ「技術用語解説」第五回

「遮断器」と「開閉器」と「断路器」

マンションの自家用受変電設備の中に、遮断器、開閉器、断路器という名前が出てきます。これらはいずれも電気回路を切ったり入れたりする装置の名前です。またこれらの詳細を示す器具にはアルファベットの略号がたくさん出てきて混乱しがちです。これらの違いを認識しておきましょう。

1. 遮断器 (CB : Circuit Breaker)

遮断器は電気回路の事故電流を遮断することができる装置です。電気回路で短絡などの事故が起こると通常の電流の何倍もの大電流が流れます。遮断器はこの大電流を遮断し、事故部分を健全な回路から切り離すことができる装置です。油中で遮断するものを油遮断器 (OCB)、真空中で遮断するものを真空遮断器 (VCB) と言います。低圧回路で使う配電用遮断器をMCCB (Molded Case Circuit Breaker) と言いますが、これはNFB (No Fuse Breaker) と呼ぶこともあります。

2. 開閉器 (Switch)

開閉器は通常の負荷電流を入り切りすることができる装置です。事故時の大電流は遮断できませんが、日常の入りきりはこの開閉器の役目です。負荷開閉器 (Load Break Switch)、電磁接触器 (Magnetic Contactor) 等がこれに相当します。

3 断路器 (Disconnecting Switch)

断路器は電流の入りきりは出来ない、電流の流れていないときだけに開閉ができる装置です。主に遮断器の前後などに設けられ、遮断器で電流を切った後、その前後を安全のために、回路が切れていることが目で見てわかるように断路器で切り離してから、遮断器のメンテナンスを行う等のために使われます。回路が充電していることに気づかずにこの断路器を無理やり開閉しようとすると、アークが発生して切れず、大事故になることがあります。

業務支援委員会

〈業務支援委員長 割田浩〉

1. マンション管理士業の支援

業務支援委員会では、24年度事業計画の重要事項として会員が業としてマンション管理業務を行うときの各種支援策の研究、開発に取り組みます。マンションの老朽化、居住者の高齢化等によってマンション管理の需要が今後高まってくることが予想されます。当会の会員が管理組合から様々な業務受託の機会が増えてくるので、そのような場面で役立つ業務支援ツールを提供するものです。

1) 業務テキストの作成

平成19年に当委員会で作成した「マンション管理士業務マニュアル」を改訂して、業務ごとのチェック形式の内容を実行マニュアルにレベルアップする。完成後は製本して実費販売で全会員に配布する。

2) 契約書、覚書等様式集の作成

委任契約型、請負契約型等の契約書の雛形を作成して、管理組合と正しい契約が締結できるようにする。また、印紙の取扱についても解るように解説する。

3) 業務報酬ガイドラインの作成

管理組合と業務ごとに適切な報酬額の交渉ができるように、参考資料として業務報酬ガイドラインを作成する。

4) プレゼン資料の作成方法及びプレゼン技法

管理組合から業務委託の申出を受ける場合に合い見積りの場合があります。そのような場合、管理組合に対して解りやすく、明快に当方の提案内容を説明できることが必要です。

2. 「会員紹介」サイトの改正

HPのトップページの上段ボタンに「会員紹介」ボタンがあります。これをクリックすると当会の会員紹介一覧表が表示されます。このサイトを「会員紹介等制度」と連動した形で、管理組合に対して訴求力のあるサイトに改正します。

1) 掲載する会員

- ・会員紹介等制度に登録した会員
- ・業務紹介カードに登録した会員

2) 会員紹介カード（個人詳細情報）の掲載

上記「掲載する会員」の希望により、個人詳細情報を「会員紹介カード」によって掲載できます。個人詳細情報の中には個人のURLアドレスも含まれ、会員個人のホームページにリンクさせることができます。（詳細は後日、ご案内を発信する予定。）

法務研究委員会

〈法務研究委員長 松本洋司〉

1. 新春「交感会」を開催しました。

「交感会」開催の目的は、各人の知的好奇心を刺激して、互いに新鮮な気持ちを持ってことに当たっていただくことにあります。

と き：1月21日（土） 10：00～12：00

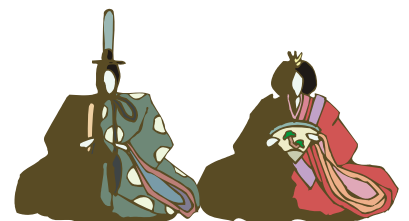
と ころ：当会事務所

参加者：8名

テーマ：管理組合における「ナルシスト」の存在について考える

今回は管理組合活動に直接の関係はありませんが、某管理組合では「ナルシスト」が長年管理組合のボスの存在として管理組合の運営を牛耳っているところがあると聞いています。

「ナルシスト」とは、普段あまり聞き慣れない言葉ですが、精神医学の世界では「パーソナリティ障害」の一つとして存在するようです。もう一つの表現として「自己愛性パーソナリティ障害」というらしいですが、「特徴と背景」、「接し方のコツ」、「克服のポイント」について専門書を参考にして理解を深めました。その本によれば、「パーソナリティ障害」は代表的には十の障害があるようです。一般人も知識としてそれらに触れておく「人」の性格を判断する上で役立つように思えました。



参考とした図書：岡田尊司著、PHP新書、819円（税込み）

2. 「判例勉強会」の開催予定

研修企画委員会で実施している「判例研究」とは別に「判例勉強会」を法務研究委員会として開催する予定です。

教材は、「わかりやすいマンション判例の解説—紛争解説の実務指針—」（全国マンション問題研究会編、民事法研究会発行、税込み4,200円）です。近々開催のご案内を発信します。

3. 現在法務研究委員会員数：47名

支部だより

横浜支部

〈支部長 松本洋司〉

1. マンション管理相談会

横浜支部で運営（毎週火曜日と第三土曜日／月1回、於：当会事務所）しています当相談会への相談申し込みが急増しています。

昨年は1年間で19件の申し込み受付でしたが、今年は現在までに11件の申し込み受付となっております。最近横浜市以外の方からも多くなっています。

当相談会の4月以降の運営方法が少し変わります。

- ① 相談員は横浜支部会員に限定せず当会会員から広く募集します。
- ② 月1回第三土曜日開催は廃止、毎週火曜日開催に一本化します。
- ③ 従来、横浜市から後援名義をいただいておりますが、4月からは申請を止めます。
- ④ 運営を当会業務支援委員会に移管します。（当面は横浜支部が対応します。）

当会としては、各支部が県内各行政機関と連携して無料相談会を実施していますが、通常月1回程度の開催になっておりますので、それらを補完する意味で毎週火曜日（午後）・当会事務所を定着させたいと考えています。

近々、4月以降相談員募集のご案内を発信いたします。

2. 現在の横浜支部会員数

64名

川崎支部

〈支部長 刀根洋一〉

1. 2/19（日）13：30—16：00 川崎市マンション管理士会連合会として高津館で無料セミナーと相談会が開催されました。高津区を中心に5つの管理組合の方々と関係者の方々10名の参加がありました。

セミナーの内容は第一部がマンションのコミュニティについて、第二部が宅地建物取引業と管理委託における重要事項についてでした。

第二部の相談会では2つの管理組合の方が参加されました

2. 川崎市マンション管理士会連合会の活動が6月までないので、来月より無料相談会を第三日曜日の14：00から16：00まで支部長事務所（武蔵小杉）で開催することになりました。（要予約）

詳しくはブログ<http://kmkawasaki.exblog.jp/> 参照願います。

相模原市支部

〈支部長 田中利久雄〉

県央・相模原市両支部合同例会

1. 2月7日厚木市で第1回例会を開催、13名出席して当会及び各支部に関する情報や意見等の交換及び議事

並びに新年懇親飲食会が和気藹々に行われた。第2会例会は、4月3日小田急相模原で開催する。

2. 無料相談会事業

2月度は電話相談1件のみ、次回は、3月11日・4月15日市民会館で開催。

3. 市役所事業への協力

(1) アドバイザー派遣

制度創設後派遣要請を初めて受託、輪番制により荒川アドバイザーを相模大野L管理組合へ1月に派遣。同組合から同アドバイザーの継続2月派遣要請が市役所宛申請された。

(2) 市民相談

2月度相談会への派遣要請を受諾、輪番制により高橋相談員を派遣。次回は、3月5日・4月2日。

横須賀支部

〈支部長 米久保 靖二〉

4月より逗子市のマンション管理相談会が行われます。

日時：毎月第4月曜日 14時～16時

場所：逗子市役所 5階会議室

予約窓口：逗子市役所 生活安全課 046-873-1111 内276

編集後記



4年に1度の2月29日、この冬一番の雪が降り積もったかと思えば、翌3月1日は10℃近く気温が上がり、あっという間に雪は溶けてしまいました。三寒四温、春はそこ

まで来ているようです。

さて、当会は定時総会が無事終了し、また、新たに2名の理事が加わり、第4期の活動が本格的にスタートしました。総会で承認された平成24年度事業計画に沿って活発な活動を展開し、実り多い年にしたいと、役員一同、気持ちを新たに頑張ってお参ります。
薄紅に 染まる夕暮れ 春隣 (小林 記)

発行者：一般社団法人神奈川県マンション管理士会
編集者：総務委員会 広報担当 小林志保子
設立：2002年12月1日
会長：割田 浩

事務所：〒231-0028 横浜市中区翁町 1-5-14
新見翁(シンミオキナ)ビル3階
電話&FAX 045-662-5471
e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp
<http://kanagawa-mankan.or.jp>